ACSES ニュースレター_１９５７号（2020 年 10 月７日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（12 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガス瞬間湯沸器(LP ガス用)で火災等〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・「噴火時の対策が不十分」高浜原発の停止命令求めて提訴〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
・成田空港マスク代わりの扇子配布〈放送報道〉
◇治療薬、検査薬等
・光触媒塗り殺菌　九工大、小倉駅のホテルで実験〈新聞報道〉
[3] 大気汚染防止法、同施行令及び同施行規則等の一部改正関係
◇大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 303 号）〈官報〉
◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第 303 号）〈官報〉
◇設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（環境省告示第 76 号）〈官報〉
◇特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（環境省告示第 77 号）〈官報〉
◇特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等（環境省告示第 78 号）〈官報〉
[4] 健康安全
◇「母体の妊娠中の殺虫剤・防虫剤の使用と、治療を要する新生児高ビリルビン血症との関連」について〈国立環境研究所〉
[5] 温暖化対策関係
◇エルニーニョ現象の緻密な再現が熱帯域の温暖化予測精度を向上させる　ー赤道太平洋の海面下数百メートルの海流変動が鍵ー〈国立環境研究所〉
[6] 環境安全関係
◇霞ヶ浦流域の大気中アンモニア濃度分布を初調査
湖面沈着量も推計、冬季に濃度高い傾向、富栄養化対策に継続的観測を〈国立環境研究所〉
◇ドローンで除草剤散布に賛否　「地獄」解消か環境破壊か〈新聞報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　１件　[講習の公示]　１件
[8] その他省庁発表　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　５件
[10] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：１件
[付録]

空芯菜（クウシンサイ）

◇日本学術会議　新会員任命拒否問題
・マスコミ報道

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:屋外式(RF 式)ガス瞬間湯沸器(LP ガス用)で火災等
＜消費者庁　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021495/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_201006_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うち屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（ＬＰガス用）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故該当案件：なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：６件
（うち踏み台（アルミニウム合金製）１件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）２件、
電気冷凍庫１件、センサー（融雪装置用）１件、自転車１件）

□***大災害、原発事故対策***

[原子力施設全般]

・「噴火時の対策が不十分」高浜原発の停止命令求めて提訴

関西電力高浜原発 3、4 号機（福井県高浜町）は火山の降灰対策が不十分だとして、福井、愛知、大阪など 5 府県の 9 人が 5 日、国を相手取り、両号機の停止命令を出すよう求めて名古屋地裁に提訴した。東京電力福島第一原発事故を受けて導入されたバックフィット制度で追加対策が求められたのに運転している現状は、同制度の趣旨に反すると訴えている。

国の原子力規制委員会は両号機について、2015 年に規制基準への適合を認めた。だがその後、約 180 キロ西にある鳥取県の大山（だいせん）で過去に起きた噴火の規模が想定より大きかった可能性があることが判明。規制委は 19 年 6 月、想定降灰量を引き上げた安全対策の審査申請をするよう命じた。一方で、大山が噴火する切迫性は低いと判断し、運転停止は命じなかった。

13 年施行の改正原子炉等規制法で、既存の原発に対するバックフィット制度が導入された。基準に適合しない場合、規制委が原発を停止させたり、改造や修理を命じたりすることができるようになった。命令に従わない場合、懲役 1 年以下もしくは 100 万円以下の罰金といった罰則も設けられている。

訴状で原告側は、バックフィット制度で審査中の原発に対し、規制委がどのような場合に運転停止を命じるのか具体的な基準がなく、「制度が恣意（しい）的な運用となる可能性がある」と指摘。今回の関電が受けた高浜原発など 3 原発のバックフィット命令は、安全対策を講じる期限も設けられておらず、規制委の裁量の逸脱や乱用があると主張している。

◇

＜バックフィット制度＞　基準に適合していると判断された原発について、自然災害の影響など最新の知見が得られた場合、電力会社にその基準に適合するよう対策を義務づける制度。テロ対策など、これまで 13 件の運用例があり、九州電力の川内原発 1 号機は停止に追い込まれた初のケースとなった。規制委が命令を出したのは関電の 3 原発のみ。＜朝日新聞　2020 年 10 月 5 日＞

****

[2] ***［特集］新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 10 月 6 日版）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-owykK7vtH4-s-BY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2qwSsI7PlF4elYBY
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2qwSsI7PlF4elcBY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6pwigL7_pG4uo7BY
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(10 月６日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2020 年 10 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13990.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2q_GX3to6SOfBUBY

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のお知らせを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2qwSsI7PlF4elUBY
・新型コロナウイルスに関する Q&A（水際対策の抜本的強化）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2qwSsI7PlF4elwBY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 10 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2q_GX3to6SOfBIBY

・成田空港マスク代わりの扇子配布

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港の利用者にマスクの着用を求めている成田空港では、健康上の理由で着用が難しい利用者のために、飛まつを防ぐ樹脂製の扇子を配布しています。
成田空港会社では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港を訪れる人に対してマスクを着用するよう求めています。
一方で、感覚過敏や皮膚の病気など健康上の理由でマスクの着用が難しい利用者のために、会話の際に口元にかざす樹脂製の扇子を配布しています。
「マスクが苦手です」というシールが貼られたこの扇子は一定程度、飛まつを防ぐ効果が見込めるということです。
この扇子はターミナルビル内にある３か所の案内所で無料で配布されていて、航空機内でマスクの代わりに扇子を利用したい人は、搭乗する前に航空会社に申告してほしいとしています。
成田空港会社ＣＳ推進部の山田浩介アシスタントマネージャーは「成田空港をすべての人に安心して利用してもらえるよう、マスクの着用が難しい人にも選択肢を提供したい」と話しています。＜NHK　2020 年 10 月 7 日＞

◇治療薬、検査薬等

・光触媒塗り殺菌　九工大、小倉駅のホテルで実験

九州工業大（北九州市戸畑区）の横野（おうの）照尚教授が研究開発した光触媒の殺菌効果を試す実証実験が 5 日、小倉北区の JR 九州ステーションホテル小倉で始まった。新型コロナウイルスに苦しむ宿泊施設などでの効果が期待されている。

横野教授によると、光触媒（酸化チタン）は紫外線に当たることで酸化反応が起き、細菌やウイルスなどの有害物質を分解する物質。福岡市のペイペイドームなど多くの建物の外壁に光触媒を含む塗料が活用されている一

方、太陽光に比べて紫外線の量が少ない屋内の照明では十分な効果を得るのが難しいという。

横野教授は酸化チタンの粒子の反応を制御することで高い効果が得られる技術を編み出した。鉄化合物と酸化チタンを組み合わせた、紫外線を含まない光でも酸化反応を起こす触媒の開発にも成功。この触媒を含む塗料を外部機関が試験したところ、100 万個のインフルエンザウイルスが 6 時間後に千個に減ったことが確認されたという。

実証実験では客室 3 部屋や会議室、レストランの個室の壁や天井、カーテンなどに横野教授が研究開発した技術を用いた光触媒コーティング剤を塗りつけ、ウイルスなどの数の指標になる物質「アデノシン三リン酸」の量の変化を計る。

実証実験は JR 九州ステーションホテル小倉側から九工大に持ちかけた。結果は JR 九州グループで共有し、成果が上がれば導入拡大も検討するという。同ホテルの黒木俊彦社長は「目に見えない新型コロナウイルスへの対策を考える中で、北九州初の横野先生の技術を何とかホテルでも応用できないかとお話をしてきた」と述べた。

横野教授は、新型コロナウイルスへの効果については現在、外部機関に評価を依頼して結果を待っていると説明。これまでに得たインフルエンザウイルスや青カビなどへの性能評価の結果から「青カビよりも千倍以上小さなウイルスへの除去性能も期待できる」と話した。＜朝日新聞　2020 年 10 月 7 日＞

****

[3] *大気汚染防止法、同施行令及び同施行規則等の一部改正関係*

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 303 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 7 日　本紙　第 347 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201007/20201007h00347/20201007h003470002f.html

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 2 年 10 月 7 日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 303 号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は令和三年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日と

環境大臣　　小泉進次郎

内閣総理大臣　　菅　　義偉

――――――

◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第 303 号）

［官報］　令和 2 年 10 月 7 日　本紙　第 347 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201007/20201007h00347/20201007h003470002f.html

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 2 年 10 月 7 日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 304 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十一項、第十八条の十七第一項、第二十六条第一項、第三十条の二及び第三十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の三中「次に掲げる」を「吹付け石綿その他の石綿を含有する」に改め、各号を削る。

第三条の五中「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に改める。

第四条中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

第八条中「第十八条の三十一第三項」を「第十八条の三十六第三項」に、「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に、「第十二条第十項」を「第十二条第九項」に、「第十八条の二十二」を「第十八条の二十七」に改める。

第十条の二中「第十八条の三十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料）

第十条の二　法第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。

第十二条第七項中「第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第一項の規定による調査」を「第十八条の十五第一項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等（同項第二号から第四号までに掲げる事項をいう。次項において同じ。）及び特定粉じん排出等作業の結果」に改め、同条第八項中「受注者に対し法第十八条の十七第一項の規定による調査」を「元請業者に対し法第十八条の十五第一項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果」に、「法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第三項の規定による調査」を「同条第四項の規定による調査、特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果について、下請負人に対し特定粉じん排出等作業の方法等及び特定粉じん排出等作業の結果（当該解体等工事における施工の分担関係に応じた範囲に限る。）」に、「若しくは解体等工事の現場」を「、解体等工事の現場若しくは解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場」に、「及び関係帳簿書類」を「、関係帳簿書類並びに特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものをむ。）」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第十八条の二十三第二項」を「第十八条の二十八第二項」に、「第十八条の二十九」を「第十八条の三十四」に改め、同項を同条第九項とする。　第十三条第一項第一号中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」を「第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項」に改め、同項第二号中「第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」を「第十八条の十八、第十八条の二十一、第十八条の三十一並びに第十八条の三十四第二項」に改め、同項第三号中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同項第四号中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第十八条の十五第六項の規定による報告の受理に関する事務

別表第四の二中「第十条の二」を「第十条の三」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定（同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に一号を加える部分に限る。）は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の大気汚染防止法施行令第三条の三の規定は、この政令の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であって、同日前に着手しいないもの（以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

環境大臣　　小泉進次郎

内閣総理大臣　　菅　　義偉

◇設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識

を有する者として環境大臣が定める者（環境省告示第 76 号）

［官報］　令和２年 10 月７日　本紙　第 347 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201007/20201007h00347/20201007h003470007f.html

○環境省告示第 76 号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）第十六条の五第二号の規定に基づき、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者を次のように定め、令和五年十月一日から適用する。

令和２年 10 月７日　　環境大臣　　小泉進次郎

設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者

大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一　建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第一号。次号において「登録規程」という。）第二条第四項に規定する二戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。）同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

二　一戸建て住宅等前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する二戸建て等石綿含有建材調査者

◇特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（環境省告示第 77 号）

［官報］　令和２年 10 月７日　本紙　第 347 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201007/20201007h00347/20201007h003470007f.html

○環境省告示第 77 号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省第一号）第十六条の十一第一項第三号の規定に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物を次のように定め、令和四年四月一日から適用する。

令和２年 10 月７日　　環境大臣　　小泉進次郎

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物

大気汚染防止法施行規則第十六条の十一第一項第三号に規定する特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

一　反応槽
二　加熱炉
三　ボイラー及び圧力容器
四　配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
五　焼却設備
六　煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
七　貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
八　発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
九　変電設備
十　配電設備
十一　送電設備（ケーブルを含む。）
十二　トンネルの天井板
十三　プラットホームの上家
十四　遮音壁

十五　軽量盛土保護パネル
十六　鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

―――――

◇特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等（環境省告示第78号）

［官報］　令和2年10月7日　本紙　第347号　7頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201007/20201007h00347/20201007h003470007f.html

○環境省告示第78号

大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)別表第七の四の項下欄ハの規定に基づき、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。

令和2年10月7日　　環境大臣　　小泉進次郎

特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等

大気汚染防止法施行規則別表第七の四の項下欄ハに規定する特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定める石綿含有成形板等は、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。

****

［4］*健康安全*

◇「母体の妊娠中の殺虫剤・防虫剤の使用と、治療を要する新生児高ビリルビン血症との関連」について
＜国立環境研究所　メールマガジン２０２０年１０月号　2020年10月7日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/20200901/20200901.html

****

［5］*温暖化対策関係*

◇エルニーニョ現象の緻密な再現が熱帯域の温暖化予測精度を向上させる
　－赤道太平洋の海面下数百メートルの海流変動が鍵－
＜国立環境研究所　メールマガジン２０２０年１０月号　2020年10月7日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/20200828/20200828.html

****

［6］*環境安全関係*

◇霞ヶ浦流域の大気中アンモニア濃度分布を初調査
　湖面沈着量も推計、冬季に濃度高い傾向、富栄養化対策に継続的観測を
＜国立環境研究所　メールマガジン２０２０年１０月号　2020年10月7日＞
http://www.nies.go.jp/whatsnew/20200910/20200910.html

――――――――――

◇ドローンで除草剤散布に賛否　「地獄」解消か環境破壊か

佐賀県は、人材不足が深刻化する林業の省力化を図ろうと、ドローンで除草剤を散布する試みを進めている。夏場の過酷な草刈り作業の負担を軽くし、担い手の確保につなげたいためだ。しかし実証実験を知った人たちから「自然環境が壊される」と声が上がり、事業反対の署名も集まっている。

9月初旬、太良町の多良岳山系にあるスギ林で、森林組合の職員たちが草刈りをしていた。ただ、職員の本田圭汰さん（23）は「1年で一番きつい、地獄の作業。林業を始める若者にとっては鬼門です」と明かす。

作業は毎年夏場。植えたスギ・ヒノキの苗木が成長するまでの約5年間、青々と伸びた下草で日陰にならないよう、刈り取る。同町の組合では、約2カ月かけて50ヘクタールほどを回る。

草刈り機を背負い、虫に刺されるのを防ぐため長袖と長ズボンを着る。2メートルほどになった苗木が並んだ傾斜地は足場が悪く、日差しを遮る大きな木々もない。

空調機能付きの服を着るなど熱中症対策は取るが、今夏は途中で気分が悪くなる人が出たり、安全のために午

前中で作業を切り上げたりしたという。本田さんは「作業を軽くする方法があるなら使いたい」と話す。

県有林に色つけた水まき実験

林野庁の 2017 年 3 月末時点の統計では、県の面積のうち森林は 45%。このうち人工林が 67%を占め、その割合は全国一高い。

県によると、林業の現場で働く県内の技術者は 18 年度で 294 人。10 年前の 08 年度は 392 人で、100 人近く減った。危険を伴う力仕事で、給与水準も高くないことから、定着が課題という。

そこで県は昨年度から、ドローンを使って山林に農薬を散布する実証実験を始めた。国が認可する除草剤などを薄め、下草の成長を抑える薬剤を作る。苗木が下草を超える高さになるまでの約 5 年間まくことで、作業の省力化を期待する。

ドローンは、田畑での農薬散布で活用が進んでいる。一方、山地は傾斜があり、見通しも悪い。ドローンが安全に飛べるか、農薬が周辺に飛散しないかといった技術的な課題がある。

実験では、ドローンで県有林に色を付けた水をまき、飛行の安全性や、散布の広がり方を見る。ほかに手動の噴霧器を使い、農薬を散布。下草だけに効果が出るか、土壌に残らないかなどを調べている。

地域おこし隊員「絶対やらないでほしい」

ただ、18 年度に同様の実験をした宮崎県では、環境への影響を不安視する県民から中止を求める声が上がった。県に電話やメールが相次いだほか、林業関係者が始めたネット上の署名に 5 千人以上が賛同。県は技術やコスト面の課題とともに、「県民から賛否両論がある」として、19 年度以降は散布を取りやめている。＜朝日新聞　2020 年 10 月 6 日＞

****

[7] *調査、公募、意見募集等*

[公募結果、意見募集結果]

◇令和２年度環境技術実証事業における実証機関の選定について

＜環境省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/108510.html

---

[講習の公示]

◇令和二年度公害防止管理者等資格認定講習関係

［官報］　令和 2 年 10 月 7 日　号外　第 209 号　69 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201007/20201007g00209/20201007g002090069f.html

令和２年度公害防止管理者等資格認定講習の公示

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第 11 条の 2 の規定により、登録講習機関として一般社団法人産業環境管理協会が行う令和 2 年度公害防止管理者等資格認定講習の実施に関し、次の事項を定めたので公示します。

令和 2 年 10 月 7 日

東京都千代田区鍛冶町二丁目 2 番 1 号
一般社団法人産業環境管理協会
会長　　冨津　龍一

１．　講習の区分

大気関係第 1 種~第 4 種、水質関係第 1 種~第 4 種、騒音・振動関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係及びダイオキシン類関係公害防止管理者資格認定講習並びに公害防止主任管理者資格認定講習

２．　講習の実施時期

令和２年 12 月～令和３年３月

３．　講習の実施場所

札幌市、仙台市、三条市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市

４．　講義科目及び講義時間並びに修了試験時間

講習の区分ごとの講義科目、講義時間及び修了試験時間は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第 4 の規定に基づき実施する。

５．　問い合わせ先

一般社団法人産業環境管理協会

公害防止管理者試験センター

電　03-5209-7713

ＵＲＬ　http://www.jemai.or.jp

****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省告示第1900号）

［官報］　令和２年10月７日　本紙　第347号　5～6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201007/20201007h00347/20201007h003470005f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会総合政策部会公害財特法の在り方検討小委員会（第１回）開催について　10月12日、WEB形式

＜環境省　2020年10月５日＞　http://www.env.go.jp/press/108513.html

①公害財特法について

〇公害財特法の概要について

〇公害防止対策事業の進捗状況について

〇閉鎖性海域における公害防止対策事業計画策定区域内外の環境に関する状況について

②その他

・食品安全委員会（第793回）の開催について　10月13日

＜内閣府　2020年10月６日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai793.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等　３品目

除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシMON87429系統

Raα3114株を利用して生産されたプロテアーゼ

RG-V1株を利用して生産されたL-バリン

（２）農薬第四専門調査会における審議結果について

・「ホスチアゼート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フェンキノトリオン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フルオキサストロビン」に係る食品健康影響評価について

（４）その他

・中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会（第20回）の開催について　10月13日

＜環境省　2020年10月６日＞　https://www.env.go.jp/press/108511.html

（１）自動車単体騒音専門委員会第四次報告の検討課題について

（２）今後の作業について

（３）その他

・令和２年度 第１回エコチル調査企画評価委員会の開催について　10月14日、WEB形式

＜環境省　2020年10月６日＞　https://www.env.go.jp/press/108506.html

（１）エコチル調査の実施状況について

（２）令和２年度年次評価について

（３）その他

・「第４回食品ロス削減全国大会」の開催について　12月16日、富山

＜環境省　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/108519.html
＜消費者庁　2020 年 10 月 6 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/021433/
****
[10] *その他*
◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*
・認知症の原因物質　歯周病によって蓄積する仕組みを解明
　歯周病菌が体内に侵入し、認知症の原因物質が脳に蓄積して記憶障害が起きる仕組みを九州大などの研究チームが解明した。歯周病と認知症の関連は近年注目を集めており、認知症対策につながる発見という。
　認知症の 7 割を占めるアルツハイマー病は、「アミロイドベータ（Aβ）」などの異常なたんぱく質が長年、少しずつ脳に蓄積し、発症や症状の進行につながるとされる。
　近年、歯周病の原因菌やその毒素が血管を通じて体内に侵入することで、Aβが体内でつくられ、脳に蓄積することが解明されてきたが、蓄積の仕組みは詳しく分かっていなかった。
　九大や北京理工大（中国）などの研究チームは、マウスの腹の内部に 3 週間、歯周病菌を直接投与して感染させ、正常なマウスと比較した。
　その結果、歯周病菌に感染したマウスの脳血管の表面では、Aβを脳内に運ぶ「受容体」と呼ばれるたんぱく質の数が約 2 倍に増えていた。脳細胞への Aβの蓄積量も 10 倍に増えた。
　暗い部屋に入れば電気ショックを受けることを学ばせた記憶実験では、正常なマウスは 5 分間、明るい部屋にとどまり続けたが、感染マウスは約 3 分で暗い部屋に入ってしまい、記憶力低下が裏付けられた。
　一方、Aβを運ぶ受容体の働きを阻害する薬剤を使えば、感染した細胞内を通る Aβの量を 4 割減らせることも確認できたという。
　チームの武洲（たけひろ）・九大准教授（脳神経科学）は「歯周病菌が、異常なたんぱく質が脳に蓄積することを加速させてしまうことが明らかになった。歯周病の治療や予防で、認知症の発症や進行を遅らせることができる可能性がある」と話す。＜朝日新聞　2020 年 10 月 5 日＞

◇*その他*
○研究支える女性技術職員知って　阪大にネットワーク発足
　大学の研究や教育を支える女性技術職員をもっと知ってほしい。そう考えた大阪大の有志がネットワークを結成した。技術職員は「縁の下の力持ち」的な役割で、教員らに比べて光が当たりにくい。交流を広げ、より働きやすい環境を実現していくのが目標だ。
　阪大豊中キャンパス（大阪府豊中市）で 9 月 29 日、「部局横断型女性技術職員ネットワーク」の発足を記念するセミナーがあった。オンラインでの参加者を合わせ、全国から約 100 人が集まった。
　「各大学や学会で多様性に配慮した取り組みが進んでいるが、技術職員を対象としたものはほぼない。疑問と寂しさを感じてきた」
　ネットワーク発起人の中本有紀さん（55）はこうあいさつした。阪大基礎工学研究科技術部で、技術職員をまとめる技術長だ。工学博士として高圧力下の超伝導について研究しつつ、教員から頼まれたデータの測定や分析などを担う。1989 年に阪大に就職し、研究や教育の現場を支えてきた。
　阪大全体では、技術職員は 182 人おり、うち約 2 割が女性だ。大学教員については近年、女性の比率や人数は積極的に公開されるようになってきた。一方、技術職員の実情はあまり伝えられてこなかった。
　そこで中本さんらは昨年 2 月、阪大の女性技術職員のネットワークを結成した。現在、23 人が登録している。職場の働きやすさや技術力向上に向けた支援策を提案するため、情報交換や交流を重ねてきた。
　学外にも技術職員の存在を知ってもらうため、この夏は小学生対象の顕微鏡製作体験講座や親子向けの科学授業を初めて開いた。
　阪大蛋白（たんぱく）質研究所技術部の川上恵子さん（48）は 20 年余り、教授らから依頼されたデータの分析を最短時間で終えることにやりがいを感じてきた。「ネットワークができて、子ども向け講座など新たな仕事もできて楽しい」
　中本さんは「性別を問わず技術職員が力を発揮できれば、日本全体の研究力向上にもつながる」と話す。

セミナーでは、阪大の女性技術職員の体験発表も。元素分析装置や電子顕微鏡の保守管理などにあたる江口奈緒さん（32)、学内ネットワークのセキュリティー対策を担う川妻（かわづま）恵理さん（41)、がん治療の研究に携わる日下祐江（くさかさちえ）さん（33）らがそれぞれ仕事の魅力や難しさを語った。

保育所に通う子２人を育てている日下さんは「出産や育児、介護などで研究時間が限られる研究者が対象の支援制度を技術職員にも広げてほしい」と訴えた。

セミナーには東京工業大戦略的経営オフィスの江端（えばた）新吾教授（宇宙化学）も登壇し「技術職員は大学での立場が低く、声が執行部に届きにくい」と指摘した。「優れた技術で大学に貢献しているのに、適切な評価や活躍の場を与えられていない」として、「技術職員の『見える化』を進める必要がある」と強調した。＜朝日新聞　2020 年 10 月 6 日＞

****

[付録]

◇*日本学術会議　新会員任命拒否問題*

・「推薦のまま任命する必要ない」「首相に選ぶ権利ない」政府と学術会議、真っ向対立

科学者の代表機関「日本学術会議」の会員の「任命」を巡り、政府と学術会議との対立が深まっている。学術会議から推薦された候補全員を「そのまま任命する必要はない」とする政府側に対し、学術会議は過去の政府答弁を引き合いに「首相には会員を選ぶ権利はない」と主張。議論は平行線をたどっている。

「法に基づいて、内閣法制局にも確認の上で、日本学術会議の推薦者の中から首相として任命している」。菅義偉首相は 5 日の内閣記者会のインタビューで、学術会議から推薦があった候補者 105 人中 6 人を任命しなかった問題について、正当性を主張した。内閣府が 2018 年にまとめた文書でも「推薦の通りに任命すべき義務があるとまでは言えない」との見解を示しており、政府側は学術会議から推薦された全員を任命する必要はないとの立場を取る。

日本学術会議法では、会員について「推薦に基づいて首相が任命する」と規定している。官邸幹部は「推薦されていない人を任命しているわけではない」と法的に問題がないと主張し、「基本的には自主的な判断を尊重し、向こうが推薦した中からやっている。それがけしからんと言うなら、首相の判断に介入しているのは学術会議の方ではないか」と語…　　＜毎日新聞　2020 年 10 月 6 日＞

――――――――――

・学術会議問題　菅氏の母校・法政大も抗議声明　拒否 3 人の所属先も

日本学術会議の新会員 6 人の任命を菅義偉首相が拒否した問題で、うち 3 人の所属先が抗議文書を発表した。加藤陽子東京大教授の所属する同大人文社会系研究科は 6 日、大西克也研究科長名で、芦名定道京都大教授の所属する同大文学研究科は宇佐美文理研究科長名で発表。宇野重規東京大教授の所属する同大社会科学研究所も 5 日に佐藤岩夫所長名で出している。いずれも任命拒否の理由を明らかにし、改めて任命するよう求めた。また、菅首相の母校、法政大も田中優子総長名でメッセージを出すなど、抗議が広がっている。

東京大人文社会系研究科は、加藤教授が政府の公文書関連の委員を務めてきたことに触れ「学術会議でも当該問題にも取り組むことが期待されていた」とし、同大社会科学研究所は、宇野教授が「日本学術会議法第 17 条に定める『優れた研究または業績がある科学者』」だと強調。京都大文学研究科は「明確な理由なく任命が拒否されるのは、日本学術会議の存立意義を否定する」と批判した。法政大は、任命拒否が「最終的には国民の利益をそこなう」と指摘した。

加藤教授や宇野教授が呼びかけ人の「立憲デモクラシーの会」も 6 日、「各専門領域での研究者による評価を政府が『広い視野』という名目に基づいて覆すことは、学問の自由の侵害そのもの」との声明を発表した。記者会見で同会の憲法学者、石川健治東京大教授は「学問の自由は単なる勉強の自由ではなく、学問の専門分野の自律性のこと。この自由の防波堤への人事介入だ」と批判した。＜毎日新聞　2020 年 10 月 6 日＞

――――――――――

・任命拒否「学問の自由に違反」　法政大学長、学術会議で声明

菅義偉首相が日本学術会議の会員候補６人を任命しなかった問題で、法政大の田中優子総長（学長）は６日までに、「憲法が保障する学問の自由に違反する行為で、全国の大学や研究機関にとって極めて大きな問題だ」とするメッセージを発表した。法政大は菅首相の母校。＜時事ドットコム　2020 年 10 月 6 日＞

――――――――――

・学術会議人事、世界で驚き　元会員「日本の名誉失する」　プリンストン大、コロンビア大からも反対署名＜朝日新聞　2020 年 10 月 6 日＞

・6 人任命拒否「安倍前政権以来続く、政治介入を象徴」　京大教員らも抗議声明＜京都新聞　2020 年 10 月 6 日＞

――――――――――

・任命拒否は「闇討ち」のよう　自民党内からも批判

自民党の船田元・元経済企画庁長官は 6 日、日本学術会議が推薦した会員候補 6 人の任命拒否問題で、政府の対応を批判した。共同通信の取材に「いきなり人事で前例にないことをするのは闇討ちのようだ。手続きに瑕疵があるのではないか」と述べた。

6 日までのブログでは、首相の任命を「形式的」とした 1983 年の国会答弁に触れ「直近まで有権解釈として政府が受け継いできたはずだ」と指摘。任命されなかった 6 人が安全保障関連法などに反対していたとして「『反対するとこういうことになる』と、抑止効果を狙ったものとしか思えない」と強調した。＜共同通信　2020 年 10 月 6 日＞

――――――――――

・会員わずか 210 人　「研究者の頂点」学術会議とは

政府が日本学術会議の新会員候補 6 人を任命しなかった問題が波紋を広げている。識者からは「学問の自由」への侵害との声が上がる。政府はこれを否定する一方、任命を除外した理由は語らない。除外に至るまでに何があったのか。学問の自由は脅かされていないのか。

日本学術会議は、理系から文系まで日本の全分野の科学者を代表する機関として、戦後まもない 1949 年に発足した。根拠は日本学術会議法（48 年制定）。科学が戦争に動員された反省から、内閣総理大臣の「所轄」で経費は国庫負担としながらも、政府から独立して職務を行う「特別の機関」と規定された。

先進国の学術団体は、もっと明確に国から独立していることが多い。学術会議の事務局によると、全米科学アカデミーや英王立協会は民間団体とされ、運営財源も国に依存していないという。

日本学術会議は、科学政策への提言や国内外の科学者の連携、世論の啓発などを担う。会員は 210 人。任期は 6 年で、3 年ごとに半数が交代する。当初は国内のほぼすべての研究者による選挙で選ばれ、「学者の国会」とも呼ばれた。

だが、60 年代前後に、現在の…　　＜朝日新聞　2020 年 10 月 6 日＞

――――――――――

・学術会議の会員手当約４５００万円　加藤官房長官が人件費示す

加藤勝信官房長官は６日の記者会見で、毎年約１０億円が計上されている日本学術会議の予算のうち、人件費として支払われた金額を示した。加藤氏は令和元年度決算ベースと断った上で、会員手当として総額約４５００万円、同会議の事務局の常勤職員５０人に、人件費として約３億９千万円支払ったと説明した。「それ以外に旅費などが乗ってくる」とも述べた。

一方、政府は同日、同会議の会員人事をめぐり、推薦通り任命する義務は首相にないとする内閣府見解をまとめた平成３０年作成の文書を明らかにした。＜産経ニュース　2020 年 10 月 6 日＞

********** 以上 **********